

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の 支払いについてのお知らせ

平成21年度から、「年金からの支払い」を「口座振替」へ
変更することができるようになります

後期高齢者医療保険料

現在、後期高齢者医療保険料の「年金からの支払い」から「口座振替」への変更は、
①過去2年間、国民健康保険税を確実に納付していた人
②年金収入が180万円未満の人で、代わりに納めてくれる世帯主又は配偶者がいる人
などに限定されています。

しかし、平成21年度からは限定が撤廃され、**どなたでも「年金からの支払い」を「口座振替」へ変更することができるようになります。**

口座振替での支払いを希望する場合は、手続きが必要になりますので、市健康保険課又は各総合支所市民生活課の窓口で申請してください。

◆「年金からの支払い」と「口座振替」の違い

| | 年金からの支払い | 口座振替 |
|------------|--------------|-------------------------|
| 納付回数 | 年金の支給に伴って年6回 | 7月から翌2月までの年8回 |
| 支払う人 | 年金受給者本人 | 本人、世帯主、配偶者、子ども等希望する人の口座 |
| 社会保険料控除対象者 | 本人 | 支払った口座の名義人 |

※支払い方法を変更しても支払っていただく保険料の総額は変わりません。

◆「口座振替」にした場合

- ①被保険者本人、世帯主、配偶者の口座に限らず、どなたの口座からでも支払うことができます。
- ②「口座振替」に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

◆平成21年4月分以降の保険料を「年金からの支払い」から「口座振替」へ変更を希望する場合

●申請期限＝平成21年1月30日（金）

- ※変更後は、平成21年7月からの口座振替となります。
- ※期限を過ぎて申請した場合は、6月分以降の年金からの支払いが変更（それまでは年金からの支払い）となります。

●申請時に必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②振替を希望する口座の預金通帳
- ③通帳のお届け印



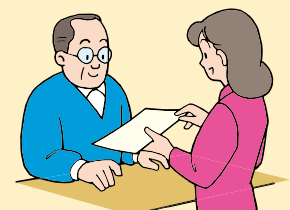
国民健康保険税

国民健康保険税も後期高齢者医療保険料と同様に、平成21年度から、どなたでも「年金からの支払い」を「口座振替」へ変更することができるようになります。

申請方法、申請期限などは後期高齢者医療保険料と同様になります。

●申請時に必要なもの

- ①国民健康保険被保険者証
- ②振替を希望する口座の預金通帳
- ③通帳のお届け印



【問い合わせ・申請先】市健康保険課（1階⑤・⑥番窓口） ☎ 0994-31-1162 各総合支所市民生活課